## 保険料支払手段に関する特約

## 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	決済手段を提供する事業者との間で締結した会員規約等をいいます。
普通約款	この特約が付帯された医療費保険普通保険約款をいいます。
保険料	普通約款の規定による未払込保険料および追加保険料ならびにこの保険契約に付帯
	された他の特約の規定により当会社が請求する保険料を含みます。

# 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に適用されます。

#### 第3条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料を当会社が定める決済手段によって払い込むことができるものとします。

# 第4条 (保険料の領収)

前条の規定により当会社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当会社は、保険契約者がその決済手段の会員規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時をもって保険料を領収したものとみなします。

## 第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに 付帯された他の特約の規定を準用します。